

○みなかみ町福祉タクシー事業実施要綱

平成17年10月1日

告示第26号

(目的)

第1条 この要綱は、タクシー以外の交通機関を利用することが困難な在宅の重度身体障害者が、社会生活を営む上で外出にタクシーを利用するとき、その運賃の一部を援助することにより、身体障害者福祉の増進に寄与することを目的とする。

(対象者)

第2条 この要綱による対象者は、みなかみ町に住所を有し、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けており、かつ、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5の身体障害者程度等級表のうち、次の範囲に該当する者とする。ただし、重度障害者等の援助を目的とした自動車税又は軽自動車税の減免を受けている者は対象者としない。

- (1) 視覚障害 1級、2級
- (2) 肢体不自由 1級、2級
- (3) 心臓、腎臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸の機能障害
 - ア 心臓機能障害 1級
 - イ 腎臓機能障害 1級
 - ウ 呼吸器機能障害 1級
 - エ ぼうこう又は直腸機能障害 1級

(協力機関)

第3条 この事業の協力機関は、みなかみ町内を営業区域とする一般乗用旅客自動車運送業を営む法人(以下「タクシー業者」という。)とする。

(契約)

第4条 町長は、前条の規定するタクシー業者と別に定める契約書により契約を締結する。

(利用者証)

第5条 福祉タクシー利用しようとする対象者は、福祉タクシー申請書(様式第1号)を町長に提出し、福祉タクシー利用者証(様式第2号)の交付を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請書の提出があったときは速やかに内容を審査し、交付決定したときは、当該申請者に福祉タクシー利用者証を交付するものとする。

(利用券)

第6条 町長は、福祉タクシー利用者証の交付を受けた対象者に対し、月当たり2枚、毎年度24枚の福祉タクシー料金給付利用券(様式第3号)を交付するものとする。

(利用方法)

第7条 福祉タクシーを利用するときは、福祉タクシー利用者証を携帯して第4条の規定により契約を締結したタクシー業者のタクシーを利用するものとし、利用1回につき、福祉タクシー料金給付利用券1枚を運転者に渡すものとする。

(給付額)

第8条 町長は、対象者が福祉タクシーを利用したときは、その運賃のうち基本料金を給付するものとする。

(請求等)

第9条 町長と契約したタクシー業者は、毎月初日から末日までの利用券を集計し翌月の10日までに町長に請求する。

2 町長は、前項の請求を受けたときは、内容を審査し、当該請求の日から30日以内に支払うものとする。

(不正利用の禁止)

第10条 町長は、偽りその他不正な手段により福祉タクシー利用者証の交付を受けている者があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の水上町福祉タクシー事業実施要綱(平成2年水上町要綱第1号)の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成22年3月26日告示第28号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

	交付番号	第	号
--	------	---	---

福祉タクシー申請書

年 月 日

みなかみ町長 様

住所 みなかみ町 番地
申請者
氏名 印

福祉タクシーの助成を受けたく申請致します。

身体障害者手帳番号	県 第 号 年 月 日 交付
障害名	
障害等級	種 級
調査事項	自動車税の減免 有・無
備考	

様式第2号(第5条関係)

福祉タクシー利用者証

第 _____ 号

氏名	
住所	
生年月日	年 月 日

福祉タクシー料金給付利用券

年 月 日まで有効

発行者 みなかみ町長 印

(表)

第 _____ 号

福祉タクシー料金

給付利用券

発行年月日 年 月 日

発行者 みなかみ町長

(裏)

注意事項	
1	利用券は、受給者以外の方は使用できません。
2	利用券は乗車1回につき1枚のみ有効です。
3	発行者印のないものは無効です。
4	利用券は発行から、 年3月31日まで有効です。
5	資格喪失等により不必要の利用券は必ず返納してください。
6	利用券を紛失したときは速やかに役場町民福祉課まで申し出てください。